

# 八王子市民農園

## 利用のルール



八王子市産業振興部農林課

## 農園利用者の皆様へ

市民の健全な余暇利用として、野菜の栽培を通じ、家族ぐるみで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培う憩いの場を提供することを目的に市民農園を開設しています。この農園を通じて土に親しむばかりでなく、「農」への理解を深めていただきたいと思います。利用者の皆様が、お互いに気持ち良く利用できるよう本リーフレットの記載事項を守って、農園ライフをお楽しみください。

### 1 市民農園の概要

#### (1) 利用期間

当該農園の開園日から翌々年の1月31日まで。期間中途からの利用は当該農園利用期間の残り期間となります。

#### (2) 区画面積

約 10 m<sup>2</sup>

#### (3) 利用者負担金

1 区画 10 m<sup>2</sup> 年間 7,500 円 (年度ごとのお支払になります。)

※「納入通知書」を4月に送付しますので、納付期限までに必ず納付してください。

納付期限を過ぎますとご利用いただけなくなる場合があります。

※納付後に利用者の都合により利用の取り下げを行っても、利用者負担金は還付できません。

#### (4) 期間中途からの利用者負担金

利用開始日	4月～5月末	6月～9月末	10月以降
利用者負担金	7,500円	3,750円	1,500円

#### (5) 設備等

市民農園には、駐車場・水道・トイレはありません。水が必要な場合は、ペットボトル等に入れ持参してください。使用したペットボトル等は農園内に放置せず、必ず自宅へ持ち帰ってください。

## 2 利用上の注意事項

下記の事項を守って農園を利用してください。農園利用のルールが守られなかったり、周辺住民に迷惑がかかり、農園の運営に対し理解を得られなくなった場合、農園を継続していく事が困難になりますのでよろしくお願いいたします。

- (1) 利用区画の管理は責任を持って行ってください。雑草等を放置すると、周囲の利用者に迷惑をかけることがありますので、定期的に除草をお願いいたします。夏場は1～2週間放置するだけで雑草が伸びてしまいますので、注意してください。また、共有部分（通路等）の雑草についても、除草のご協力をお願いいたします。
- (2) 農園内で発生した野菜くずや、栽培に使用し不要となった資材・ゴミなどは、必ず自宅へ持ち帰って処理してください。また、農園内外にゴミを投棄しないでください。
- (3) サツマイモ、カボチャ、スイカなどの蔓ものは、区画からはみ出さないよう注意してください。
- (4) アスパラガスやこんにゃくなど、収穫まで時間がかかる野菜の植え付けは行わないでください。また、植木や果樹、多年生の草花の栽培もご遠慮ください。
- (5) 農園の近隣住民に迷惑をかけないよう「大きな声で話をしない」「堆肥を撒いたらすぐにすき込む」など農園周辺住民への気遣いをお願いいたします。
- (6) 八王子市外への転居や病気・怪我などにより、利用できなくなった場合は、利用区画の清掃後、農林課にご連絡ください。農林課職員が区画の清掃状況を確認した後、「取り下げ票」を受理します。また、八王子市内での転居により住所や連絡先が変更になった場合も必ず農林課へご連絡ください。  
利用期間の満了による返還の際は、利用していた区画の清掃をお願いいたします。

## 3 禁止事項

- (1) 車での来園すること。
- (2) 指定された区画を変更したり、転貸したり、他人の区画を使用すること。
- (3) 農園内の通路及び空き地等を耕作すること。
- (4) 農園付近の居住者・通行人等に迷惑をかけること。
- (5) 農園内外に農作物等の残物・使用資材・ごみ等を放置すること。
- (6) 周りの区画に迷惑を及ぼす栽培方法をすること。
- (7) 家族以外でのグループ利用すること。

## 4 利用中止について

禁止事項を守らない場合、又は下記（1）～（5）に該当した場合、農園の利用を中止させていただきます。利用中止となった場合、利用した区画に残存する野菜、雑草及び栽培に使用した資材等を撤去してください。また、利用料金の返還は出来ませんので、この利用のルールに書かれた注意事項、禁止事項を守っていただきますようお願いいたします。

- （1）転出等で八王子市民でなくなったとき。
- （2）他人の名義を使用する等偽りの利用申し込みを行ったとき。  
※申込者名で利用者負担金納付義務が発生しますのでご注意ください。
- （3）利用区画を2か月以上放置した時、又は不耕作により他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- （4）この利用心得に違反したとき、又は利用者として適当でない行為があるとき。
- （5）利用者負担金を納付期限内に納めないとき。

## 5 その他

- （1）農園の利用者の皆様に市から連絡事項がある場合は掲示看板等にてお知らせします。
- （2）市がやむを得ず農園を休廃止するときは、原状に復して返還していただきます。
- （3）天災、盗難及び病害虫などによる作物の損害に対し、市は一切の責任を負いません。
- （4）利用者は、農園の利用に伴う地上権その他一切の法的権利を有しません。
- （5）災害時には農園を避難場所として利用することがあります。
- （6）この利用のルールに定めのない事項は、市が必要に応じ別に定めるものとします。

※一人の身勝手な行動は農園利用者全員に迷惑をかけることとなります。注意事項、禁止事項を守って、農園ライフを楽しんでください。

### 市民農園一覧

農園名	所在地	区画数	1区画の面積
東中野農園	東中野 1502 外	45	約 10 m <sup>2</sup>

《お問い合わせ》

八王子市産業振興部農林課  
〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1  
電話（直通）042-620-7250